

防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

1 概要

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 1 1 8 号）の施行に伴い、防衛庁訓令について、所要の改正等を行うもの。

2 訓令の改正

○ 防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

- ⇒ 廃止する訓令 1 本。
- ⇒ その他 3 1 5 本の訓令について、所要の規定の整備を行うもの。
（例えば、「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」）

3 施行期日

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 1 1 8 号）の施行の日（平成 1 9 年 1 月 9 日）とする。

4 その他

- 結果の公示については、命令等に該当し、かつ、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 条第 2 項の適用除外に該当しない訓令のみを抜粋して公示。